

平成20年1月17日  
学 長 裁 定

八戸工業大学は、その建学の精神において、物の道理を良く見極め、広く知識を求め、社会における自己の役割を深く認識し、高い倫理性をもって行動することの重要性を説いている。また、良き技術者になるためには、高度な専門知識とともに、豊かな人間性と総合的判断力を持つ必要があることを、教育理念で謳っている。このように本学は、社会の負託と時代の要請に応えることを要諦として、創造的、個性的な自己思考能力を有する有為な人材育成を行うことを目標としている。研究遂行に当たってもこれらの基本理念に則り、高い倫理感を持って研究を推進し、優れた成果を上げなければならない。

近年、研究データの捏造や改ざんなど研究活動における不正行為や、研究費の不正使用など、研究者の反倫理的行為が社会的問題になっており、大学など研究機関に適正かつ責任ある対応が強く求められている。

こうした状況に鑑み、八戸工業大学は研究の倫理性と公正性を確保するために、本学に所属し教育と研究活動に携わる全てのもの（以下「研究者」という。）について、研究遂行に求められる行動規範を次のとおり定める。

## 1. 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識・研究成果・技術の質を担保する責任を有する。

## 2. 研究者の行動

研究者は、その研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し行動する。

また、研究によって生み出される知の正確性・正当性を、科学的に示すための最善の努力をする。

研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係等を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように努力する。

研究者は、自らが行う研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

## 3. 研究活動における不正行為の防止

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に添って誠実に行動する。

研究者は、研究・調査データの記録保存及びその取扱には十分な注意を払うとともに、捏造、改ざん、盗用などの不正行為は行わない。また加担しない。

研究者は、責任ある研究の実施及び不正行為を防止できる公正な環境を整備し、その維持に努める。

## 4. 法令の遵守及び研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施及び研究費の使用にあたっては、法令、関係規則、使用ルールを遵守する。

また、研究費は、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを認識し、研究費ごとに定められた条件等を遵守し、適正に使用しなければならない。

## 5. 研究協力者などへの配慮

研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、真摯な態度で接しなければならない。

研究者は、他者の成果を誠実な態度をもって批判するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け誠実な態度で対応する。

## 6. 差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動において公平、公正を常に保ち、人種、性、地位、思想・宗教などの違いによって他者を差別してはならない。

## 7. 利益相反

研究者は、自らの研究行動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。